

# 持続化給付金の再給付・非課税、GoTo停止し業者に直接支援、消費税5%など 緊急署名！ 1会員10人分を集めよう！

2020年度の記帳・計算はお済みですか。早い支部では確定申告の相談会が始まっています。

今年は感染症対策の問題があるので、皆さん必ず事前に予約をしてください。納得のいく申告結果にするためにも、後で見落としや間違いに気づいたときに訂正する余裕を持つためにも、お早めの参加をお願いします。

来場の際には、申告計算会のお知らせの封筒に入っている「中小業者の新型コロナ危機打開を！」緊急請願署名にご協力ください。

2019年10月に消費税が増税されたことでの景気の後退は、8%への増税時を超えました。政府は現在の経済不況の原因をコロナ禍にのみ求めています。実際には増税による景気の減速との負の相

衆議院議長 殿/参議院議長 殿

**中小業者の新型コロナ危機打開を！ 緊急請願署名**

【請願趣旨】  
新型コロナウイルス感染症の拡大は収束せず、日本経済と国民生活に深刻な打撃を与えています。中小業者は消費税率10%への引き上げと増徴税率による景気悪化と事務負担の増加など、二重苦、三重苦を強いられています。多くの中小業者は必死の経営努力を続けていますが、家賃や人件費など固定費の支払いも行き詰まり、倒産・廃業の瀬戸際に追い込まれています。  
コロナ危機を打開するには、中小業者の経営や従業員の雇用を守る支援策の継続と抜本的拡充が切実に求められています。落ち込んだ経済の停滞を防止し、消費税率と中小業者への過度な事務負担を強いる増徴税率の即時廃止も必要です。2023年10月から免税業者を取り除くインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしていることも大問題です。  
新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小業者の存在が不可欠です。「新型コロナ危機で一人取り残さない」支援策の構築のため、新型コロナ感染症の収束まで、以下の施策の実施を請願します。

【請願事項】  
1、持続化給付金の再給付を実施し、対象拡大を図り、課税しないようにすること。  
2、雇用調整助成金の特例措置をコロナ禍が収束するまで縮小せず、延長すること。  
3、Go To トラベルを一時停止し、飲食業・観光業などへの直接支援を実施すること。  
4、緊急に消費税率を5%に引き下げ、「増徴税率」と「インボイス制度」を直ちに廃止すること。2020年度、2021年度分の消費税の納税を免除すること。  
5、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額し、中小業者への直接支援を実施・拡充する自治体への支援を強めること。  
6、生活福祉資金特例貸付を継続し、特別定額給付金を適宜、実施すること。

氏名	住所 (ICOM会員はICOMID1-2-1を記載して対象外ではありません)

全国商工団体連合会（取扱団体： 尾北民主商工会）

乗効果によるものです。

しかも2023年度からインボイス制度が始まれば、免税業者は本来払わなくてよい消費税を①身銭を切って納めるか、②課税業者との取引を諦めるか、③廃業するか、の選択を強要されることとなります。

小規模・中小業者の多くが立ち行かなくなれば、日本のすべての業種で供給網が維持できなくなります。雇用の7割は中小業者ですから、失業率も破滅的な数字になるでしょう。

今、先の見通しが立たず、多くの仲間が苦しんでいます。皆さんにお願いするこの署名は、中小業者が生き残るために必要な政策の提案書です。請願事項を訴えて、署名協力を呼び掛けてください。

現在、1人で10人以上の署名を集めてくれた人には、民商会員のお店で使える500円の商品券をプレゼントしています。



**尾北民商ニュース**

2021年  
2月8日号  
TEL 0587-54-0524  
FAX 0587-54-1390

## 譲渡・贈与の申告相談は今のうちから準備しましょう！



2020年中に、土地や建物などを売った、生前贈与で子に不動産の所有権を移した、子の学費として年間110万円以上の援助を親から受けた、などがあつた人は、譲渡や贈与の確定申告が必要になります。

下記の特例によって税金が出ない場合も、確定申告を行うことがその前提条件になります。期限内にそろえなければならない書類も様々なので、今のうちに、民商にご連絡ください。

### ○土地や建物などの資産を交換した場合の特例

同種の資産（土地・建物・借地権など）を、それぞれが1年以上保有していて、時価差額が20%以下で、交換の前後で用途（店舗・宅地・田畑など）を変えない場合は、この特例を使える可能性があります。

### ○収用等の場合の特別控除

収用を行った所から発行される収用証明書などが必要になります。また収益・経費保証金は特例の対象とならず、総収入額に算入されます。

### ○居住用財産を売却した場合の3,000万円特別控除

3年に一度しか使えません。店舗併用住宅などは、居住用の面積比で案分して適用額を計算します。

前の持ち主が要介護・要支援・障害などの認定を受けて、老人ホームやグループホームに入居したことで空き家となった土地建物を相続・売却した場合も、3,000万円の特別控除を使える可能性があります。

### ○相続時精算課税の特例

60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫に対し贈与した財産の税を、相続時に相続財産と合わせて精算します。一度選択すると、その贈与者から受ける財産については、以降は全てこの制度が適用され、暦年課税（年110万まで無税）に変更できません。

○他にも贈与税の配偶者控除の特例、住宅取得等資金の贈与税の特例など、様々な特例があります。